

資格喪失の前日まで継続して1年以上被保険者であった者で、資格喪失の際、傷病手当金を受けているか、または、支給要件を満たしている者は引き続き支給を受けられます。

**★★問い合わせ先★★**

加入している**健康保険組合**又は**全国健康保険協会**(P130参照)

## 5 厚生年金保険

厚生年金保険は、会社や工場などで働く労働者が年をとって働けなくなったり、障がい者となったり、死亡した場合に年金や手当金を支給し、労働者やその家族の生活の安定を図る制度です。

### (1) 適用事業所

船舶が強制適用事業所になるほかは、健康保険と同じです。

### (2) 適用労働者

原則として、適用事業所に働く70歳未満の人は他の年金制度が適用される人を除いて、すべて適用されます。

パートタイム労働者も健康保険と同様の要件を備えていれば適用されます。船員を除いて臨時・日雇労働者などは、国民年金の適用とされる場合があります。

### (3) 保険料の負担

健康保険と同様です。

**★★問い合わせ先★★**

**年金事務所**(P131参照)